

大分県議会議長 麻生栄作 殿

政策検討協議会
会長 土居昌弘



令和元年度政策検討協議会報告書

政策検討協議会（以下、「協議会」という。）は、地方自治法第100条第12項及び大分県議会会議規則第124条第2項の規定に基づき、議員提案による条例の制定、政策立案・提言及び県議会の諸課題等の協議・調整の場として、令和元年7月18日に設置されました。

設置期間は令和3年3月31日までとなりますが、令和元年度における協議会としての活動成果を、下記のとおり中間報告します。

記

1 豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例案について

国が普及啓発を進める「人生会議」は、本人が希望する医療やケアなどを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかなどについて、自分自身で前もって考え、家族や友人など周囲の信頼する人たちと何度も話し合い、しっかりと共有する取組です。

この人生会議を県民に広め、理解を促進する県の取組を後押しするために、議会として何ができるのかを念頭に置きながら調査研究を進めてきました。

議論を進める中で、人生会議の重要性は理解できるものの、人の内面などに関わるデリケートな側面もあり、知りたくない、考えたくないなどと考える方もいて、各人の意思について十分配慮する必要があることから、当初は委員の中にも人生会議に関する条例を制定することについて賛否両論がありました。

また、人生会議に関する条例については他に類似のものがなく、日本初の試みであり、まずは委員自ら十分な理解が必要なことから、県の担当部局に対し現状と取組を聴取するとともに、地域での人生会議の実践者である医療、介護等の関係者との意見交換や県内外の研修会等に参加するなど、理解を深めてきました。

人生会議については、どうしても終末期との関連を連想してしまう方が多く、具体的な取組内容まで踏み込んでしまうと、条例制定への県民の理解が得られないことが危惧されました。そこで、人生会議の愛称を提唱し、国全体として取組を進める厚生労働省にも助言を求めたところ、人生会議の取組は始まったばかりで、正しい理解が必要であり、県にはそこを念頭に普及啓発を行っていただきたいとのご意見を得ることができました。

このため、協議会としては、多くの県民に人生会議に取り組んでいただくには、正し

い情報提供による理解の促進が必要であるとの判断の下、県、市町村、関係機関の連携による普及啓発の推進を旨とする条例案の策定について、意見の一致を見ることができました。

条例案の検討にあたっては、がんや難病、認知症の患者団体からもご意見を賜りながら、パブリックコメントによる県民からの意見聴取など約9か月間に亘る検討を経て、協議会としての条例案（別紙）を完成しております。

今後は、令和2年第2回定例会への提案を目指していきます。

本県は、これまで「健康寿命日本一」を掲げ、県を挙げた取組を進めてきたところですが、この条例の制定により、人生会議の正しい理解の下、県民一人一人が人生の質を高められ、豊かな人生を送ることのできる大分県の実現に寄与すると期待しております。

併せて、成立した条例に基づき、県民に対し効果的な取組が実施されているかチェックしていくことも重要との意見もありました。

2 政務活動費について

政務活動費については、議員活動の活発化に資するという趣旨に基づき、透明性の確保や向上を図るため、次の5項目について過去の経緯や全国状況を踏まえ議論しています。このうち（3）キャンセル料、（4）自家用車のリース料については、一定の基準を設ける方向となりましたが、結論までには至っておらず、来年度早々の決定に向けて引き続き調査・検討を行います。

- （1）自家用車の燃料代
- （2）海外調査
- （3）キャンセル料
- （4）自家用車のリース料
- （5）飲食を伴う懇談会後の宿泊費

3 海外調査研究について

県議会議員に対する海外調査研究に関する意向調査結果を踏まえ、今後、海外での調査目的の整理を行うとともに適切な調査先の選定を進め、議員の海外調査研究の実施に向けて引き続き検討していきます。

4 一般質問・質疑の在り方について

一般質問・質疑については、現在の議会運営要領等の内容と運営要領の変遷などを踏まえ、議論を行いました。

今任期中については、令和元年6月に議会運営委員会で決定した要領等により行われることとなりますが、来任期に向けて、今後も時間をかけて議論を進めていきます。

令和元年度政策検討協議会 開催経過

- 第1回 日 時：令和元年7月30日（火）
議 題：設置運営要領、副会長選任、検討テーマ、今後のスケジュールの協議
- 第2回 日 時：令和元年8月30日（金）
議 題：人生会議に関する現状・取組について
（医療政策課長説明）
- 第3回 日 時：令和元年9月26日（木）
議 題：ACP（アドバンス・ケア・プランニング）に係る関係者の意見聴取について
（県医師会常任理事 井上 雅公 氏）
- 第4回 日 時：令和元年10月10日（木）
議 題：ACP（アドバンス・ケア・プランニング）に係る関係者の意見聴取について
（県老人福祉施設協議会長 高橋 とし子 氏）
- 第5回 日 時：令和元年11月6日（水）
議 題：人生会議に係る調査研究経過について
議員による政策条例と政策提言の違いについて
手法（政策条例または政策提言）の決定について
- 第6回 日 時：令和元年11月25日（月）
議 題：豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例
（仮称）案について
- 第7回 日 時：令和元年12月11日（水）
議 題：豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例
（仮称）案について
政務活動費について
- 第8回 日 時：令和2年1月14日（火）
議 題：豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例
（仮称）案のパブリックコメントの実施について
政務活動費について
一般質問・質疑の在り方について
- 【パブリックコメントの実施：令和2年2月3日（月）～令和2年3月2日（月）】
- 第9回 日 時：令和2年3月11日（水）
議 題：豊かな人生を送るために「人生会議」の普及・啓発を推進する条例
（仮称）案のパブリックコメントに対する回答案等
政務活動費について
海外調査研究について
中間報告書（案）について
- 第10回 日 時：令和2年3月25日（水）
議 題：政務活動費について
中間報告書（案）について
来年度の活動について

豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例案

(前文)

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けていくことは多くの県民の願いであり、そのためには住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めることが非常に重要となる。

地域包括ケアシステムの構築・充実を図るには、医療・介護等の専門職のみならず、そこで暮らす住民の理解、協力が必須であり、「人生会議」に対する理解が広がることにより、地域での関心がさらに高まると考えられる。

国が普及啓発を進める「人生会議」は、本人が希望する医療やケアなどを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかなどについて、自分自身で前もって考え、家族や友人など周囲の信頼する人たちと何度も話し合い、しっかりと共有する取組である。

本県は、これまで「健康寿命日本一」を掲げ、県を挙げた取組を進めてきたところであるが、ここに、より一層県民一人一人の人生の質を高め、全ての県民が豊かな人生を送ることのできる大分県を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県、市町村及び関係機関が連携・協力し、人生会議に関する普及啓発を広く推進することにより、人生会議に対する県民の理解を深めることを目的とする。

(関係機関)

第2条 この条例において「関係機関」とは、医療機関（医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいう。）、老人福祉施設（老人福

祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設をいう。）その他の人生会議に係る機関・施設等をいう。

（普及啓発の推進等）

第3条 県は、リーフレットの配布、セミナーの開催等の手段により、広く県民に対して人生会議に関する普及啓発を行うものとする。

2 県は、前項の普及啓発を推進するに当たっては、次に掲げる点に留意するものとする。

（1）人生会議は、本人の主体的な意思によりなされるものであり、取組を行う又は行わないことを強制されるものではないこと。

（2）日々の暮らしの中で、誰もが日常的に話し合える環境づくりを進めることが重要であり、知りたくない、考えたくないなど、各人の意思について十分配慮する必要があること。

（人材の育成）

第4条 県は、地域における人生会議に関する普及啓発を担う人材を養成するため、市町村及び関係機関の職員等に対し、知識の習得、理解の促進のための研修等必要な取組を行うものとする。

（市町村及び関係機関の役割等）

第5条 市町村及び関係機関は、県が実施する人生会議に関する普及啓発に連携・協力するとともに、各々創意工夫した人生会議に関する普及啓発を行うよう努めるものとする。

2 関係機関は、本人や本人を身近で支える家族等に対し、人生会議に関する適切な情報を提供する等の支援を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

政策検討協議会 委員名簿

会 長（副議長） 土 居 昌 弘

副会長 木 田 昇 （ 県 民 ク ラ ブ ）

委 員 清 田 哲 也 （ 自 由 民 主 党 ）

委 員 阿 部 長 夫 （ 自 由 民 主 党 ）

委 員 衛 藤 博 昭 （ 自 由 民 主 党 ）

委 員 御手洗 吉 生 （ 自 由 民 主 党 ）

委 員 馬 場 林 （ 県 民 ク ラ ブ ）

委 員 戸 高 賢 史 （ 公 明 党 ）

委 員 堤 栄 三 （ 日 本 共 産 党 ）

委 員 荒 金 信 生 （ し ん せ い 大 樹 会 ）

委 員 末 宗 秀 雄 （ 志 士 の 会 ）